

---

令和5年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第4日)

令和5年3月8日(水曜日)

---

議事日程(第4号)

令和5年3月8日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑(議案第7号～議案第9号)

日程第2 議案の委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第7号～議案第9号)

日程第2 議案の委員会付託

---

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 高木 典雄君      市長公室長 ..... 中野昭一郎君

総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	竹上 欣宏君	自動車学校副校長	高木 慎君

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めて、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案審査に入る前に、皆さんにお知らせをいたします。本日、重松副市長が公務のため午前中、それから麻生教育長も公務のため終日欠席するとの連絡を受けておりますので、御報告を申し上げます。

続きまして、昨日の審議で市民生活課長と生涯学習課長から発言の訂正の申出がっておりますので、これを許可します。

まず、市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） おはようございます。市民生活課、石井でございます。

昨日の議案質疑におきまして、誤った発言がございましたので訂正させていただきます。

議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑の際、岩淵議員から、「自治体によって重度障がい者医療費支給制度の違いがありますか」というふうな趣旨の御質問をいただきました。県費対象制度は県内統一でありますことから、その認識の下で、「私の認識では、福岡県内において制度の差はないと認識しております」と回答をさせていただきました。

昨日、調査をいたしましたところ、一部の自治体で県費対象制度を拡充している自治体がございます。

いました。私の認識が誤っておりましたので、回答の発言を「福岡県内の一部の自治体においては制度が異なっております」と訂正させていただき、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 稜君） おはようございます。生涯学習課の山崎でございます。

補正予算の審議で伊藤議員から、うきはアリーナ床張り替え工事の参加業者数の御質問がありましたが、誤っておりました。申し訳ございません。正しくは、参加申請がありましたのは、Aランク1社、Bランク3社の4社でございました。申し訳ございませんでした。

○議長（江藤 芳光君） ただいまの発言のとおり、訂正を許可したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） ありがとうございます。

---

### 日程第1. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） それでは、議案の審査に入ります。前日に続きまして議案審査を行います。

議案第7号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。以下、この議案につきましても、厚生文教常任委員会のほうに付託される予定となっていることを申し添えます。

それでは、議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

黄緑色の表紙の予算書のほうの13ページをお願いいたします。

議案第7号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算。

令和5年度うきは市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ38億4,536万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各

項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、第2款保険給付費に計上した給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、予算に関する説明書のほうをお願いいたします。

183ページをお願いいたします。

前年度と比較をいたしまして、増減の大きいものを中心に説明をさせていただきたいと思えます。

最初に、歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額7億255万6,000円でございます。前年と比較して658万8,000円の減額でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございますが、減額の主な原因につきましては、1節の医療給付費分現年課税分につきまして、令和5年度から資産割を廃止しまして、所得割、均等割、平等割の3方式に変更し、3方式の税率は据え置くこととしております。また、1節及び2節後期高齢者支援金分につきましては、前年度に引き続き、未就学児の均等割額の5割額を減額措置しております。

185ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金、本年度予算額27億9,829万5,000円でございます。前年度比較で3,979万4,000円の増額となっております。内訳といたしまして、1節普通交付金27億3,756万6,000円、こちらは、療養給付費等に充てるための交付金となります。被保険者数は減少傾向にございますが、1人当たりの医療費が増加傾向にありますので増額をしております。2節特別交付金6,072万9,000円、こちらは、保険者努力支援分、また、特別調整交付金、特定健診等の適正化に取り組む事業等に交付される交付金でございます。

次のページをお願いいたします。186ページです。

6款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額2億9,938万4,000円、前年度比較で1,430万1,000円の減額です。一般会計からの法定内繰入れとして、保険税の軽減分や保険者支援、未就学児の均等割額減額分、出産育児一時金、財政安定化支援事業分などを国県から交付されます保険基盤安定負担金等に、市の負担分を加えた歳入や職員の人件費等を繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。187ページです。

6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金4,000万円です。前年度の基金繰入れはございませんでしたが、基金繰入れの理由といたしまして、歳入の保険税額や基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の減収に加えまして、歳出のほうの国保事業費納付金が増額されておりますので、基金から繰入れをさせていただくこととしております。

少し飛びまして、190ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、予算額4,446万2,000円、前年度比較で35万4,000円の増額です。職員人件費及び事務費等になりますが、大きな変更はございません。

少し飛ばしまして、193ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額23億3,119万3,000円、前年度比較で87万9,000万円の増額です。こちらは、療養給付費分医療費になりますが、令和4年度におきましても、コロナ感染症の影響後の反動等により療養給付費が伸びております。被保険者数が減少傾向にございますが、1人当たりの医療費が増加しております。前年度並みの予算を組んでおります。

一番下の5目審査支払手数料523万5,000円、前年度比較で19万円の増額です。実績により、1件当たりの単価が36.89円から38.42円へ1.53円上がっておりますので、年間13万2,000件分を増額しております。

次のページですが、2款2項1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額3億9,206万3,000円、前年度比較で4,130万1,000円の増額です。高額療養費につきましても増額の傾向にありますので、前年度の実績から増額しております。

次に、196ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金、予算額1,200万円、前年度比較で60万円の減額です。出産育児一時金につきましては、令和5年度から8万円引き上げ、42万円から50万円に増額しております。前年度の実績により件数を減らしておりますので、結果的に減額となっております。

次に、198ページをお願いいたします。

2款6項1目傷病手当金でございます。予算額93万4,000円、前年度比較で46万7,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症により仕事を休み、給与が支払われなくなった被保険者に対しての傷病手当金でございます。前年度の実績に基づき、増額しております。

次の199ページです。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、県に支払う事業費納付金です。予算額6億8,298万6,000円、前年度比較で113万8,000円の減額です。これは、県に支払う納付金のうち、医療給付費分となります。県が、各市町村の医療費水準、所得水準等により算定した金額になります。

次のページですが、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額2億1,849万5,000円、前年度比較で1,840万7,000円の増額です。県への納付金のうち、後期高齢者支援金分でございます。

次のページの3款3項1目介護納付金分、本年度予算額7,950万8,000円、前年度比較で89万1,000円の増額となっております。県への納付金のうち、介護納付金分でございます。これらの納付金につきましても、高齢化により、後期高齢者医療、介護保険の医療費等が増加しております。また、当市の令和3年度の医療水準が高かったこと等が反映された算定結果となっております。

少し飛びまして、203ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費、予算額3,179万4,000円、前年度比較で405万9,000円の増額です。主なものとしたしましては、1節から4節までは、被保険者の自主的な健康増進及び疾病の予防の取組を支援するため、特定健診、特定保健指導、栄養指導等を取り組むため、保健師、管理栄養士等の会計年度任用職員の人件費でございます。12節委託料、特定健診委託料では、集団健診2,000人分、個別健診300人分を計上しております。データヘルス計画策定支援業務委託料16万5,000円、保健指導等業務委託料406万7,000円は、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定するための基本資料のデータ作成及び保健師の人材確保のため、病院等からの保健師派遣を活用するものでございます。

次に、204ページをお願いいたします。

5款2項1目保健事業費です。予算額463万1,000円、前年度比較43万3,000円の増額でございます。18節負担金、補助及び交付金の245万円、はり・きゅう施術費補助金を実績に合わせて300件分増額しております。

少し飛ばしまして、208ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費、予算額1,053万2,000円、前年度比較で633万3,000円の減額です。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 続いて、国民健康保険事業特別会計の給与等に関する総括的な説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしくお願いいたします。

お手元、209ページでございます。

特別職につきまして、職員数が9名でございます。国保運営協議会の委員報酬でございます。

続きまして、説明書の210ページを御覧ください。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきましては、職員数が4名でございます。給与費、退職手当組合負担金、共済費合計で2,691万8,000円を計上しております。前年度比較では55万円の増額となっておりますが、主な要因は人事異動等によるものでございます。

続きまして、211ページ。

会計年度任用職員の分でございます。本年度、会計年度任用職員の職員数は2名となっております。給料、職員手当を合わせまして495万4,000円、共済費との合計につきましては578万1,000円となっております。

212ページ以降は、給料及び職員手当の増減額の明細等になっておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 委員会付託案件なので、細かいところは除いてお尋ねをしたいと思います。

まず、ちょっと確認になりますけれども、この予算上の作成したときの編成上の加入者人数をどの程度に考えているのか確認したいというのが1点目です。

それから、2点目が、新型コロナウイルス感染症との関係で、2つの事業が、この間ずっと継続してやってきているんですけども、5月8日から感染症法上の該当を変えるということの中で確認をしたいと思います。

1つは、減免制度についてです。新型コロナで所得が激減した場合への税額の免除等をこの間、行っております。令和3年度には、27世帯、382万円実施されているというふうに決算のときに報告がありました。令和4年は、今月の3月31日までということの申請期限について、うきは市のホームページ上も御案内が出ておりました。それについて、今、令和4年度でどの程度実施されたのか確認をしたいということと、それについて、令和5年度をどうしようとしているのかと、確認をしたいと思っています。

それから、もう一つ、傷病手当というのがあります。これも、コロナ禍の中で唯一、国民健康保険というのは傷病手当制度がないところに、コロナの関係で新設してきたという経過があると思います。令和3年度の決算では5万2,000円の実績がありました。令和4年度で、今現在どの程度か、実績が分ければ教えていただきたい。これらについては、特にホームページ上では5月7日までを対象としているというようなニュアンスのメッセージが出されております。ただ、私の一般質問のところにも申し上げたように、市長の認識と同じでありますけれども、感染症が全くなくなるわけではないので、この点について、この予算上は93万4,000円というふうになっておりますけれども、これは年度として延長するという意味合いなのかどうか確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の、本年度想定した被保険者数でございますが、6,669人を今のところ想定しておりますのでございます。

それと、新型コロナウイルス感染症対策における減免措置及び傷病手当の制度でございます。それぞれの金額と件数につきましては、今、手持ち資料がございませんので、後で報告をさせていただきます。

その制度自体に関することですが、現在のところ、減免の措置に関しましては、令和4年度いっぱいということで厚生労働省からの財源を措置する期限を示されております。令和5年3月31日までに納期が到来する部分ということで、ただし——元年度から始まった制度でございますけれども、元年度から4年度分で新たに新規で取得した場合等で、その納期限のほうは5年4月以降になった場合にも財源の措置はしますということでもありますけれども、基本的には今年度末までということですので今のところ考えております。

それと、傷病手当のほうでございますけれども、ちょっと説明不足でございましたけれども、予算計上の段階では、先の見通しというのがはっきりしてございませんので、令和4年度の実績で計上させていただいておりました。そうしたところ、2月の終わり頃に通知がございまして、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応についての方針が示されたことを受けまして、令和5年の5月7日までの財政措置ということになりましたので、その5月7日までということを今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） とすれば、そういう意味で新型コロナウイルスの感染症の位置づけが変わるけれど、一般質問でもずっと言ったことであります。そういった手当をしないというのは、国民健康保険だけになる可能性があるんですね。減免制度というのは、ほかの部類で対策をする可能性はないとは言いませんけれど、この実績を見ても、極めて市民にとっては重要な施策だというふうに考えております。これは、市長に改めて、それはそれであるとすれば、導入するときは議会にきちんと報告がありましたけれども、撤退するときには何も報告がないんですね。これは、きちんと市民への知らせも含めて、徹底して公表すべきだと思います。

それと、改めて、新型コロナウイルスに感染する可能性はまだ十分にありまして、療養しなければならない、あるいは、最近の研究では、後遺症における症例というのが、研究がどんどん進化してきてまして、人によってはいろいろ長い療養を必要とする場合が出てきている症例が出てきます。そういう意味では、傷病手当というのは、制度としてない——国民健康保険制度の中ではないんですね。これはやっぱりつくってほしい。金額的には、そんなに大きな金額じゃないで

すよね、現実的に。

それと、かかる方が、事業主は対象外ですので、フリーターや、あるいは青色申告をされている方、そういう意味では、加入されている高齢者の方々、60代で、あるいは65歳以上で加入されている方も含めておられると思うんです、仕事しながらやってらっしゃる方がいると思いますけども。そういった制度なので、ぜひこれは、うきは市としてもぜひ検討していただきたい、このように思います。それは、そういう要求というか、求めたいと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、予算関係のことでお尋ねをします。

ちょっとよく分からなかったのですが、これは、この場で質問すべき筋合いかどうかというのは分かりませんが、186ページの一般会計繰入金についての扱いについてです。改めて思うんですけども、下水道なんかもそうなんですけど、一般会計への繰入れというのが、実は一般会計からの繰入れで、所管のところから繰入れしているという関係なんです、よくよく見ると。これは、前は、たしか、なかったと思うんですけども、令和4年度予算からだったかな、何かちょっと、そういう記憶が、ちょっと私の定かでないところがあるんですけど。

一旦、例えば今回の国民健康保険で、民生費の中の11番、12番——10番、11番やったかな、に出しといて、そこから国民健康保険の会計に入ってくるという関係なんです。そうすると、民生費というのが、その分ずっと膨らむわけですね。ということは、一般会計上の評価としたときに、数字の評価としたときの全体の構成比で言うと、その分だから膨れるわけですね。決算のときの想定をしながら考えているわけですけど、そのときに評価の仕方が違ってくるのではないかと。景色が違うんじゃないかというのがちょっと気になったんです。要するに、会計監査のところの評価で、何パーセントでした、こういうふう膨らんでますとかというふう評価されるときは、視点が変わってくるのではないかなというふうに思った。その辺の会計の処理の仕方は、それしか——なぜそうしたんだっけなというのがちょっと思い出せてないので、確認をしたいと思います。教えていただきたいと思います。

それと、もう一つ、187ページのところの8款諸収入のところについてですけども、これの1目、2目、3目過料までですけども、これの扱いがちょっとよく分からないところがあります。予算上は、これは諸収入として出ているんですけど、実際に予算、補正予算なんか出てくるときには、今回の令和3年度もそうなんですけど、1款のほうに計上されているのではないかなというふうに思っているんです。というか、何か数字が、この予算上のところの款項目の割り振りの仕方と、補正予算なんかに出てくるときの割り振りの仕方が違うんじゃないかなとちょっと思って。数字が合わないところが。

議員の皆さんには申し訳ないんですけど、例えば補正予算書の国民健康保険税のところを見て

もらうと分かると思うんですけど、ちょっと予算があれですけど、歳入の、（「ページ」と呼ぶ者あり）具体的に言いますと、令和4年度の補正予算の53ページのところで、歳入で709150ってなっているんですけど、実際には、この間の中で、諸収入はいじられて修正があるわけじゃなくて、55ページに書かれているように、709144なんですね。この6,000円の違いは、諸収入の1、2、3目のところの数値の当初予算の数値がここに計上されているというのじゃなかったかなと。ちょっと分かりにくい説明で申し訳ないんですけど、そういう扱いになってなかったかなと思うので、ちょっと確認をしたいと思います。要は、これはどうなっているのかということでもっとお答えいただければありがたいと思います。

それから、3点目、185ページ。

これは、資料の請求になるんですけど、よろしいでしょうかということです。185ページの4款1項1目保険給付費等交付金についてです。これの普通交付税と特別交付税というのがあります。特別交付税については、内訳があると思うんですね。この内訳を、できれば特別交付税の枠をちょっと説明のところに枠に、何というんですかね、ほかの一般会計のように説明の金額をずっと本当は入れてほしいなと思うんですね、明細を。要するに、例えば保険者努力支援金とか、いろんな項目があっているはずなんですけど、その項目をきちんと列挙できるようにお願いをしたいし、今回の予算については、その資料の提出をお願いしたいと思います。

以上、ちょっと長くなりまして申し訳ないです。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、岩淵議員のほうから質問の中で、一般会計からの繰入金の関係の部分の説明を求められておりましたので、その点についてのみ、お答えをさせていただきます。

議員が御指摘のように、令和3年度までは特別会計繰出金で、13款ぐらいだったと思いますけど、そちらのほうに全会計をまとめてしておりましたけども、下水道事業と簡易水道事業会計の会計処理の関係で——うきは市は全部まとめておりましたけど、本来の国とかの通知等を見ますと、特別会計の繰出金については、それぞれ予算の趣旨にのっとって、それぞれの予算科目に計上することが適切であるということで、令和4年度から、国保については3款1項10目、後期高齢が3款1項11目、それから簡易水道が4款のほう、それから下水道のほうは8款5項、それぞれに事業によって本来の予算目的に合うように分類をさせていただきました。それぞれに分かれたので、ちょっと見にくくはなるかと思いますが、ほかの団体はそういうふうに行っておりますので、令和4年度から、そういうことで処理をさせていただいております。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 御質問の中で、答えられる範囲で答えさせていただきます。

187ページの諸収入の件でございますけれども、こちらのほうは、説明書きにございましており、一般被保険者の延滞金というところで、延滞金の発生した場合、一定の率——1か月経過前と1か月経過後というのがございまして、そういった率に基づいて上げる分でございます。実績等は、単年分の実績はなかったと思います。

それと、退職被保険者等延滞金につきましても同様な形で、退職被保険者等延滞金の収入に対しての枠として上げさせていただいております。現在、退職被保険者、該当する方はおられませんが、予算として持つておるわけでございます。加算金につきましても同様でございます。

それと、傷病手当金と減免措置の関係の制度の期限といいますか、そういった部分につきましては、広報なりにホームページのほうで周知をしていきたいと思っておりますし、あくまで私どもが財源の措置がある期間、その範囲内で、こういう制度を運用させていただいておりますので、その財源支援、特に特別調整交付金等で財源措置がされてございますけれども、そういった期限においてまでを継続させていただきたいと考えております。

それと、もう一点、185ページの普通交付金と特別交付金、この部分の特別交付金の内訳につきましては、資料ということでございましたので、資料で提出をさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） すみません、2点目の関係です。私の捉え方が——質問の捉え方が間違っているかもしれませんが、議員がおっしゃったのは、当初予算の183ページの1目の7億914万4,000円と補正予算のほうの53ページの1款の7億915万円とが合わないというようなお話でしたですかね。

この当初予算のほうの184ページ、ここが前ページから続いてくるんですけど7億915万円、これと補正予算の数字というのは一致してますので、ここは、延滞金は全然含まれた話ではないという回答でよろしいですかね。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） 申し訳ないです。その辺のところはちょっと後でまた確認したいと思います。私の勘違いであるのかもしれないので、計算上の違いなのかもしれない。

2つだけ。今のお答えいただいた中で、改めてコロナ関係のところは、ぜひ実施してほしいと思います。保険者は、うきは市になるんですね。そこは、この新年度予算のところで、傷病手当は例えば取りあえず予算措置して、国からの交付金がないからやめるということではなくて、うきは市民の命と暮らしについてきちんと保障する制度として、国民健康保険6,669人ですか、いらっしゃるわけですので、現実には。その方への保険制度、特に傷病手当については、ほかの制度、社会保険の中ではないと比較して、本来あるべきなものがないということなんです。なかつ

た理由は、もともと商売をされている方が保険者であったというのが従来からの流れだったのが、今は変わっているわけですよ。構成が変わっているわけですね。そういったことに考慮して、ぜひ予算計上を改めて求めたいと思っています。

それから、2つ目、繰入れの在り方について、確かに単純に引けばいい話だと思います。ただ、令和4年度の決算のときにどういう評価をするかというところは、記憶の中で見ていかないといけないというのがあるので、それが、ほかの自治体も含めて標準的な在り方だとすれば、それはそれで致し方ないですけど、ただ、民生費だとか下水道のところも含めてですけど、評価の仕方の景色が違ってくるので、その辺のところは十分に我々も承知した上で評価していかないといけないというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） この補正予算書の中には、滞納繰越分、歳入のところであるとですよ。今度の予算は、滞納というか、それ、1円とかになっとるけ、年度末できっちり、それは、滞納は解消できて、年度初めの当初予算ではもうないということですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 滞納繰越分の予算ということで御質問をいただきました。

予算説明書のほうの183ページですね、ちょっと確認でございますが、の歳入のところでございますが、この部分の4節とかに医療給付分滞納繰越分でありますとか、5節に後期高齢者支援金分滞納繰越分、6節に介護納付金分滞納繰越分等々がございます。この部分の説明でよろしいですかね、こういった分。

この分につきましては、現在、もちろん滞納、次年度に滞納を繰り越すという金額が確定しておりません。今、徴収のほうに、徴収等で率を上げるために、今、努力しておるところでございますので、あくまで、この部分につきましては、予算ということで令和4年の9月時点の実滞納繰越金の調定額、この調定額のおよそ20%——これ、およそ20%前後、これまで徴収率のほうに推移してきておりますので、その金額を予算として上げさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 黄緑色の予算書のほうの19ページをお願いいたします。

議案第8号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和5年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億4,712万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、予算に関する説明書のほうをお願いいたします。

221ページをお願いいたします。

増減の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料、それから2目普通徴収保険料、2つ合わせまして3億7,749万4,000円、前年度比較で3,654万8,000円の増額でございます。福岡県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上しておるところでございます。

1つ飛びまして、一番下の3款1項1目一般会計繰入金、予算額1億6,861万1,000円、前年度比較で346万5,000円の増額です。保険料の軽減分に対する保険基盤安定繰入金、広域連合の事務費負担金及び人件費、予備費等が主なものとなります。保険料軽減分につきましては、県が国の負担分を含めて4分の3を負担することになってございます。

次の222ページ、223ページの4款繰越金以降につきましては、大きな増減がございません。記載のとおりでございます。

224ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、予算額1,427万3,000円、前年度比較で140万6,000円の減額となっております。職員1名分と会計年度任用職員1名分の人件費が主なものとなります。11節役務費、通信運搬費265万1,000円ですが、前年度は、令和4年10月1日から、窓口負担の2割負担が新たに設けられる制度改正がございましたので、被保険者証のほうの交付が2回にわたりまして、郵便料を増額しておりました。令和5年度につきましては、1回ということになりますので減額しております。

次のページです。

1款2項1目徴収費、予算額600万6,000円、前年度比較14万9,000円の増額です。10節需用費、印刷製本費で、賦課決定通知、納付書、納付証明書と窓開き封筒等の印刷費を増額しております。主なものとして、12節委託料138万6,000円の電算機器保守

点検委託料及び13節使用料及び賃借料275万4,000円でございます。

次に、226ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。予算額5億2,384万4,000円、前年度比較で4,127万7,000円の増額です。福岡県後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金でございます。保険料収入分と保険基盤安定分などの一般会計からの繰入れ分を広域連合に支払うものでございます。保険料及び保険基盤安定繰入金の入増に伴い、増額されております。

最後に、228ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費、予算額200万円。前年同額です。一般会計からの繰入れ分です。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、後期高齢者医療事業特別会計の給与等に関する総括的な説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、229ページでございます。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、職員数が1名でございます。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で847万4,000円を計上しております。89万5,000円の増額となっておりますが、主な要因としましては、人事異動等によるものでございます。

続きまして、230ページでございます。

会計年度任用職員の方でございます。本年度、会計年度任用職員の職員数は1名となっております。給料、職員手当を合わせまして228万6,000円、共済費との合計については269万7,000円となっております。

なお、231ページ以降は、給料及び職員手当の増減額の明細等を記載しております。御確認をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 後期高齢者医療事業についても、先ほどコロナ関係のことで申し上げたように、これについては、どういうふうな状況になっているのか御説明をお願いしたいということと、予算上の加入者数、改めて確認をしたいと思っておりますので、人数について、お願いいたします。

それから、令和4年度で減免した金額について、現在のところまでの件数と金額が分かれば、報告をお願いしたいと思います。

それから、221ページ、歳入のところですけども、3款1項1目一般会計繰入金ですけど、説明の中には明細が入ってないんですけども、国民健康保険については、明細が、ある意味で、それぞれの節が設定されてて、節ごとに説明がありましたけども、これは一括してしか入ってないので、これにも事務費とか人件費とか内訳があるはずですよ。これをきちんと明記できるようにしていただきたいのと、内容について資料の提出を求めたいと思います。

それから、226ページですけども、広域連合の納付金についてであります。これについても、納付金の明細があります。それについても、数値をできるだけ明確にしていきたい、説明の中に記載いただきたいというのと、資料の提出をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 5点ほどの御質問をいただいております。順番は順不同になりますけれども。

1つが、繰入金の明細の関係と、その資料提出ということと、同じように後期の納付金のほうの明細の部分についての御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、資料として提出をさせていただきます。今後の記載の方法につきましては、財政部局のほうと十分協議をさせていただきたいと思っております。

それと、傷病手当の関係の後期高齢の部分——減免ですかね、その部分と、被保険者の人数と減免の部分の実績の部分でございますけれども、こちらのほうは、県の広域連合のほうで把握してございますので、尋ねまして、後で報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

想定としましては5,533人でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 1点だけ。

コロナの傷病手当及び減免について、後期高齢も国民健康保険と同じように扱いになるのかどうか、その返答がなかったもので、ちょっと確認だけしたい。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） コロナ感染症の影響による保険料の減免と傷病手当金の制度の関係でございますが、この部分についても、国民健康保険と同じようなスケジュールと今のところは思っております。この保険、傷病手当の分につきましては、広域連合のほうからも、そういった通知が来てございますので、予定としては5年3月7日までという認識——今のところは認識でございます——5月7日というところの認識でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 先ほど、納付金等の記載の方法ですね、予算説明書での記載の方法の御要望が出ておりましたけど、こちらのほうについては、システム改修等の部分も出てきますので、ちょっと簡単にはできませんので、できれば予算補足資料なり、そちらの方向でちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） それは了解しました。

後期高齢は、直接、県が実施している事業ですので、国民健康保険税とは異なるとは思いますが、対象となる市民との関係も含めて、ぜひこの辺についても意見として上げて——継続について、意見として上げていただくことを市長にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 一般質問からもいただいているんですが、5月8日からの5類への移行に関しましては、様々な課題が、今、国のほうで議論されてます。コロナが終息したわけではありませぬので、医療供給体制をどうするかとか、あるいは、直近議論になってます、令和5年度のワクチン接種の在り方、あるいは費用負担の在り方、さらには、感染された方の検査の料金とか、あるいは診療代金——新聞等では、もう個人負担に移行するというような観測記事もいっぱい出ております。ワクチン接種についても、今日の朝刊で2紙ぐらい、観測記事が出ておりますが、一般質問のときにも答弁させていただいていますように、私としては、あした、多分、何らかの国から、まとまった対応方針が出るのではないかなと思ってますので、そういうことをしっかり見据えた中で、傷病手当の在り方とか減免の在り方なんかもしっかり整理をして、ちょっとまた対応させていただきたいなど、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 先ほど、コロナ減免の関係でございますが、保険料につきましても、国民健康保険税と同じ期限ということで廃止が予定されておることでございます。

それと、ちょっと前の議案になりますが、国民健康保険のほうの会計のほうで、コロナ減免の件数、金額、傷病手当の件数、金額ということで御質問をいただいております。本年2月末で、コロナ減免につきましては、3名で51万600円、傷病手当金につきましては、24名、63万3,167円です。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑はございませんでしょうか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 前から不思議に思つるところがあるとぼってん、ここで、この場で聞いてよかろうかち思って、ちょっと質問します。

医者、医者に行ったときは、全部、薬代も全部保険が適用になりよるですね。ところが、薬局で同じような薬を買おうち思つても、これ、保険適用になってませんが、あれは何でやろうか。医者に行く時間がないときは薬局で済ませたりしますけど。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 薬局の一般的な店舗のほうで購入したときということですよ、意味としてはですね。

ちょっとその違いというのは分かりません、今のところですね。お調べして——1つ、すみません、1つの情報といたしましては、保険診療の適用分ということと適用外というところで分けられております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） よろしゅうございますでしょうか。非常に根本的な話のようでございますので、ここで論議する話じゃないと思うので、あとは、すかつと答えてください。今、答弁したとで大体分かるでしょう。石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 申し訳ございません。

1つは、医師の診断に基づきまして、その処方箋というのが資料が出ておりますので、その処方箋に基づいて薬局のほうで購入される場合は保険の適用になるということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 確かに医師の処方箋が基本になるなら分かりますが、普通の、何というか、ドラッグストア辺りでは、薬剤師がおるところでなかなか売ってない薬があるんですよ。それは、大体、薬剤師がおれば、私、保険適用になるとやなかろうかち思うぼってんがなりませんので。基本、医師の署名ということですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 申し上げましたとおり、基本的には医師の診断というところでの処方箋ということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号令和5年度うきは市立自動車学校特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の23ページをお開きください。

議案第9号令和5年度うきは市立自動車学校特別会計予算。

令和5年度うきは市立自動車学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,850万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、予算に関する説明書の237ページをお開きください。

歳入でございます。

まず最初に、令和5年度自動車学校の予算作成に当たりましては、令和3年度の実績421名を基に普通車420名で作成しております。同ページ、歳入の合計額が前年度と比較いたしまして483万2,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、先ほど説明いたしました入校数を令和4年度の予算、400名から420名にしたことにより、使用料及び手数料が1,270万2,000円増加しましたが、令和3年度は計上しておりました定年退職者1名が、本年度、対象者がいなかったため、繰入金が増加したため、予算総額が増加しております。

次のページの歳出も同額の増加でございます。

それでは、細目につきましては、変更があった箇所のみ説明させていただきます。

240ページをお願いいたします。

ページ一番下の段、歳入の3款1項1目財政調整基金繰入金でございます。前年度と比較しまして1,634万2,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、先ほど説明いたしました定年退職予定者がいないことと、令和5年度は、車両の購入と基金繰入れを伴う歳出が予定されていないためでございます。その他、細目等に大きな変更はございません。

続きまして、歳出でございます。

243ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費の合計が、前年と比較しまして866万9,000円の減額でございます。大きな要因といたしまして、3節職員手当等に、本年度、退職金が計上されていないためでございます。その他、細目等に大きな変更はございません。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、自動車学校特別会計の給与等に関する総括説明を、総務課長、求めます。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、248ページを御覧ください。

会計年度任用職員以外の一般職の分でございます。職員数につきましては13名です。給与費、共済費合計で8,393万9,000円を計上しております。前年度比較では621万9,000円の減額を見込んでおります。主な要因は、令和4年度において退職を迎えた職員1名分の退職手当を計上しておりましたが、令和5年度には退職者がおりませんので、それを主に反映したものとなっております。退職者人数については補充予定でございます。

続きまして、249ページ。

会計年度任用職員の分でございます。本年度、会計年度任用職員の職員数は5名でございます。給料、職員手当を合わせまして1,256万8,000円、共済費との合計につきましては1,471万8,000円でございます。

250ページ以降は、給料及び職員手当の増減額の明細等になっております。御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 来年度予算とは直接関係ないんですけど、自動車学校の特別会計ということで、水道事業とかは公営企業会計、自動車学校は——特別会計と公営企業会計のすみ分けというか、調べてみると、病院事業やらは公営企業会計になっているんですけど、特別会計でいいのか、ちょっと基本的なことで申し訳ないんですけど、そこを教えていただければと思って、質問させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 自動車学校特別会計につきましては、旧浮羽町時代から、特別会計として、通常の普通会計扱いということで、これについては、県のほうと協議してそういうふうになった経過がございます。今回についても、その流れを受けて、特別会計のままで、ちょっと現状ではいっているところでございます。

確かに議員おっしゃるように、病院とか、うちで言えば、下水道関係、上水道関係、そちらについては、企業的な部分があるということで企業会計のほうに移行をしておりますけども、こちらについては、従来からの県との協議の部分もありまして、現状ではちょっと今までどおり特別会計でやらせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 私も手元に資料を持ちませんので、正確なお話、答弁ができないんですけども、公営企業会計については、公営企業会計法に基づいて企業会計を用いなければならないというのが定められております。その中に自動車学校は入っておりませんので、特別会計を継続しておるといふ状況でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、議案の質疑を終わります。

---

## 日程第2. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案は、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。本日はこれで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時19分散会

---